

# 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化

## ① 2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の策定・変更について、国への協議の廃止

現  
行

### 下水道法

- 都府県が、2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画(流総計画)を策定・変更する場合には、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要。

※2以上の都府県にわたらない流総計画を策定・変更する場合は、国への協議は不要。

※「流総計画」

…下水道整備に関する総合的な基本計画で、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定めるもの。

### 支障

- 関係する都府県と合意済みの計画の変更であっても、変更のたびに、国への協議が必要なため、事前協議等を含め、協議に時間を要しており、都府県の事務負担が生じている。



見  
直  
し  
後

- 2以上の都府県にまたがる流総計画の策定・変更について、国への協議を報告に見直す。

※併せて、都府県から求めがあった場合は、それに応じ、計画の策定・変更に関し、国が必要な助言を行うことを可能とするよう措置する。



### 効果

- 都府県の流総計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。



下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化  
②下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

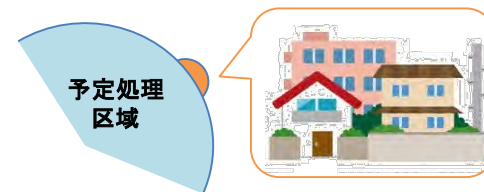
現  
行

- 市町村等が、公共下水道の事業計画について、**予定処理区域の面積を変更**するため、当該計画を変更しようとする場合は、一律に**国等への協議が必要**。

※「予定処理区域」  
…今後5～7年で下水道を整備する予定の処理区域のこと。

### 支障

- 隣接する宅地に予定処理区域を拡大するような、管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響がない場合でも、国等への協議を要するため、**事業計画の迅速な変更が妨げられている**。



### 下水道法施行令の改正

見  
直  
し  
後

- 予定処理区域を変更する公共下水道の事業計画の変更のうち、**既存計画の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない変更**については、**国等への協議を不要**とする。



### 効果

- 速やかな事業計画の変更が可能となることにより、**地方公共団体の事務負担が軽減**されるとともに、**下水道工事の早期着手が可能となり住民サービスの向上に資する**。



# 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し

現  
行

## 土地改良法

- 農用地又は土地改良施設について、市町村が土地改良法に基づき**災害復旧工事**を実施する場合は、都道府県が実施する場合と異なり、**議会の議決を経て応急工事計画を定める必要**がある。

	応急工事計画に係る議会の議決
都道府県	不要
市町村	<b>必要</b>



※市町村営事業は、市町村が住民に最も身近な主体であり、小規模事業が中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、総会の議決を要する土地改良区営事業に準じて、応急工事計画の議会の議決を経ることとされている。

## 支障

- 災害復旧事業はその性質上、被災農業者等地域住民から特に迅速な対応が期待されるが、当該事業の予算に関する議会の議決に加えて、応急工事計画に係る議会の議決が必要とされていることにより、**災害復旧工事への着手に一定の期間が必要**となっている。



見  
直  
し  
後

- 市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、**応急工事計画に係る議会の議決を不要とする**。

※工事の内容について、工事費用に係る予算審議において議会に説明し、議決を要する点は従来通り。

※応急工事計画に係る議会の議決を不要とすることに併せて、受益者に費用負担を求める場合には、都道府県と同様、当該受益者の3分の2以上の同意を得ることとする。

## 効果

- 農業者の営農再開**や**住民の安全**のための**災害復旧工事の迅速な実施に資する**。

